

# 問題のある入管法改定案の再提出に反対します！



入管法改悪に  
反対する  
あなたの声を  
もう一度  
議員に送ろう。  
9/7 WEB ~19 Mon.  
#入管法改悪案の  
再提出に反対です。  
<https://bit.ly/3Tz1W2q>

昨年、政府が国会に提出した入管法改定案には、入管の権限をさらに強化し、移民・難民の排除を進める内容が含まれていました。日本で暮らす移民・難民当事者を含む市民社会から反対の声が上がり、廃案となりましたが、政府は、ウィシュマ・サンダマリさんの名古屋入管での死の真相すらも明らかにしておらず、入管収容施設における長期収容や医療の課題は今も続いています。また、2021年の難民認定率は0.7%と、他の先進国に比べて著しく少なく、難民保護に消極的な姿勢が改善されているとは言えません。

臨時国会の開始に先がけて、政府・与党では、提出予定の入管法改定案に関する検討が行われます。法案について議論するのは、昨年の廃案の時とは異なる国会議員です。廃案に至った経緯を知らない議員もいるでしょう。昨

年の入管法政府案は廃案となりましたが、再度政府案が提出された場合に廃案となるとは限りません。いったん法案が提出されれば、与党が過半数を持つ現国会においては政府案が可決する可能性も否定できず、入管法の改悪が強く懸念されます。

また、2022年9月7日、入管法改定案の臨時国会への再提出見送りが報じられましたが、入管庁は昨年の通常国会で廃案となった法案を諦めてはいないようです。

再提出の見送りを確実にし、来年以降の提出も阻止するためには、引き続き皆さんの声が必要です。

廃案の原動力となった移民・難民との共生を求める私たちの声を聞き入れることなく、問題のある法案を再度提出することは許されません。

入管法改定案の行方を決めるキーパーソンに、法案への反対の声を確実に届けましょう。

## 対象 政府・与党の政策決定関係者

法務大臣 葉梨康弘（茨城県第3区）

FAX（国会事務所）：03-3508-3518

FAX（地元事務所）：0297-74-1852

WEB PAGE：

<https://www.hanashiyasuhiro.com/>

法務副大臣 門山宏哲（千葉県第1区）

FAX（国会事務所）：03-3508-3512

FAX（地元事務所）：043-223-0080

WEB PAGE：<https://www.kadoyama.net/>

法務大臣政務官 高見康裕（島根県第2区）

FAX（国会事務所）：03-3508-3716

FAX（地元事務所）：0853-23-8228

WEB PAGE：[https://takami-](https://takami-yasuhiro.com/index.html)

[yasuhiro.com/index.html](https://takami-yasuhiro.com/index.html)

国会対策委員長 高木 毅（福井県第2区）

FAX（国会事務所）：03-3508-3506

FAX（地元事務所）：0770-21-2243

WEB PAGE：<https://www.takagitsuyoshi.jp/>

政務調査会長 萩生田 光一（東京都第24区）

FAX（国会事務所）：03-3508-3704

FAX（地元事務所）：042-646-3051

WEB PAGE：<https://www.ko-1.jp/r3senkyo/>

法務部会長 宮崎 政久（沖縄県第2区）

FAX（国会事務所）：03-3508-3071

FAX（地元事務所）：098-988-3844

WEB PAGE：<https://www.miyazakirin.com/>

特に FAX  
での送付が  
効果的です！

期間 2022年9月7日（水）～ 9月19日（月）

方法 ①FAX、②E-mail、③議員事務所 Web ページ「問合わせフォーム」からご自身氏名で送信。

## どんな内容で？

あなたの率直な意見を。手書きで大きな字でも。以下本文の例もぜひ参考に。

### 2021年「入管法改定案」を再提出しないでください

2021年通常国会に提出され、市民社会の反対の声をを受けて廃案となった出入国管理及び難民認定法の改定案（以下「政府案」）は、退去強制拒否罪や、監理措置制度、難民申請者の送還の推進、在留特別許可の対象の限定化など、入管の権限をさらに強化し、移民・難民の排除を進めるものでした。日本で生まれ育った人や、難民としての保護を求める人を、在留資格がないからといって収容・送還することは、共生社会の理念に反します。政府案の再提出ではなく、移民・難民と共に生きるための、入管体制や難民認定制度の抜本的な改善を行ってください。

### 補完的保護ではなく難民認定の拡大を！

入管法改正案の再提出に関する報道を見て、お送りしています。

2021年に政府が提出した入管法改定案は、入管の権限をさらに強化し、移民・難民の排除を進めるものでした。特に、難民申請者の送還を推進する規定に反対します。ウクライナ避難民の受け入れを機に、難民保護に対する社会の理解が広がる中で、これほど時代に逆行した法案はありません。むしろ今やるべきは、難民認定制度の抜本的な改善です。難民認定の仕組みが整えば、「補完的保護」がなくてもウクライナから逃れた人の保護はできるはずです。そもそも、ウクライナから逃れた方の大半が難民申請をしていない中で、「ウクライナ避難民の保護のために、補完的保護が必要」というのは法案再提出に向けた口実としか思えません。法案に反対する当事者をはじめとする市民の声を受け止め、再提出をしないでください。

### 移民・難民の排除につながる「入管法改定案」を国会に提出しないでください

昨年の通常国会に政府が提出した出入国管理及び難民認定法の改定案は、外国人への締め付けを強化し、難民申請者の送還を可能にするものでした。政治家の皆さんには、国籍や在留資格に関係なく、様々な背景を持つ人が一緒に暮らせる社会を作ってほしいと思います。昨年の政府案に対して、10万筆以上の反対署名が集まっています（Change.org「入管法を改悪しないでください！ “Open the Gate for All” —移民・難民の排除ではなく共生を」）。私も署名をした1人です。また、昨年の法案審議中は、国会前でのシットインによる抗議活動も行われました。多くの市民の反対の声が集まった法案を再度提出することに反対します。

### 難民申請者の「送還」ではなく、難民の積極的な受け入れを！

2021年の通常国会に政府が提出した法案は、難民申請中の外国人の送還を可能とするものでしたが、あまりにも非人道的との市民の声により、廃案になりました。

2022年にはウクライナ戦争の影響もあり、国内外に逃れる難民・避難民の数が1億人を超えました。このような世界の動きの中、日本政府が、ウクライナ避難民の受け入れと支援に踏み切ったことを歓迎します。

一方で、日本に庇護を求めてくるのは、ウクライナの人だけではありません。世界の様々な地域から日本に庇護を求める難民申請者を「送還」するのではなく、受け入れる日本社会と法制度の整備を強く望みます。

## キャンペーン詳細 <https://www.openthegateforall.org/2022/09/blog-post.html>

### 「STOP! 長期収容」市民ネットワーク 構成団体 (50音順)

公益社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本 / NPO 法人移住者と連帯する全国ネットワーク (移住連) / 全国難民弁護団連絡会議 / 認定 NPO 法人 難民支援協会 / 日本カトリック難民移住移動者委員会 / 入管問題調査会 / 全件収容主義と闘う弁護士の会ハーマスミスの誓い / 特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ